

担い手育成支援事業助成金交付要綱

平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 知事は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れに伴う新たな国際環境の下で、土地改良事業の負担金の償還が困難な土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）を対象に、農家の負担金の軽減と計画的償還の一層の推進を図るため、農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官通達。以下「要綱」という。）及び農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通達。以下「要領」という。）に基づき償還利息の一部に相当する額を予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、要綱第10の1の規定により、定められた全国土地改良事業団体連合会担い手育成支援事業助成金交付規程（以下「助成金交付規程」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところにより交付するものとする。

(助成対象事業及び助成金の額)

第2条 助成金の交付の対象となる事業、採択基準及び助成金の額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付方法)

第3条 助成金の交付は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）から事務委託を受けた沖縄県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）に対して行うものとし、県土連と要綱第9条の1の(2)に基づく全土連の認定を受けた土地改良区等との間に締結する担い手育成支援事業助成金交付契約（以下「助成金交付契約」という。）に準じるものとする。

(助成金の交付期間)

第4条 助成金の交付を行う期間は、担い手育成支援計画に定めた助成期間以内とする。

(助成金の額)

第5条 毎年の助成金の交付額は、担い手育成支援計画に定めた助成予定額以内とする。
2 助成金の額の算出に用いる受益者負担金又は償還金を平成7年4月1日以降に借換え、かつ、それによって助成金の額が増える場合又は増え得る場合には、当該借換えによる償還金は助成金の算出に用いる償還金とはしないものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 県土連は、助成金の交付を受けようとする各年度において、担い手育成支援事業助成金交付申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 第1項の申請に係る助成金については、当該年度の4月1日現在の負担金の償還残高をもとに計算するものとし、担い手育成支援事業助成金交付申請書の提出期限は、8月末までとする。

(助成金の交付)

第7条 知事は、県土連から助成金交付申請があり、審査の上、その内容が適正であると認めるときは、速やかに助成金を県土連に交付するものとする。

(事業内容、経費の配分及び助成額増減の変更)

第8条 助成金の交付を受けた県土連は、第6条に規程する助成金交付申請書の記載事項について、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときには、あらかじめ担い手育成支援事業助成金変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（1）事項間の20%以上の経費の流用（ただし、増減額が20万円以下の場合を除く。）

（2）事業対象地区の新設変更又は廃止
（申請の取り下げ）

第9条 県土連は、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、助成金の交付を受けた日から30日を経過した日までに行なければならない。

（助成金の使途）

第10条 県土連は、土地改良区等に対し、交付した助成金の全額を育成支援計画に定められた使途に充てるよう指導するものとする。

（実績報告書）

第11条 県土連は、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認を受けた日から20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書（第3号様式）を、知事に提出するものとする。

（助成金の経理）

第12条 担い手育成支援事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、担い手育成支援事業完了後5年間保管するものとする。

（助成金の返還等）

第13条 県土連は土地改良区等に交付した助成金の額の全部又は一部が適正でないと認められた場合、土地改良区等から適正でないと認められた額を返還させ、知事に返納するものとする。返還金及び遅延金については、要綱第7の5の（2）に準じて取り扱うものとする。

（助成金の交付の中止等）

第14条 事業認定後5年を経過して、担い手への農用地利用集積の増加要件が達成されない場合は、6年以降の助成は中止するものとする。

（書類の経由等）

第15条 この要綱に基づき県土連が、知事に提出する書類は、正副各一部とする。

附則（施行期日等）

この要綱は、平成8年3月4日から施行し、平成7年度の助成金から適用する。

附則（施行期日等）

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の助成金から適用する。